

令和3年度

監 査 報 告

独立行政法人自動車事故対策機構

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「法人」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、理事長、理事、内部監査室等の内部監査担当部門、企画部等の業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、保有個人情報の適切な管理のための委員会、債権管理委員会、契約監視委員会、業績評価等のためのタスクフォース、その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、適宜必要に応じて説明を求めました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法または他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）に関し、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、適宜必要に応じて説明を求めました。そして各部署の実地監査においては令和3年度監事監査計画に基づき、本部7部室、1事業部、9主管支所及び23支所において、当該部署の運営、業務、財産の各状況と所属職員の心理的安全性及び主務大臣に提出する書類等を調査しました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）ならびに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているか否か監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け必要な説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

## II 監査の結果

- 1 法人の業務については、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。  
また、内部統制システムにおける法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- 3 役員の職務遂行に関する、不正行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。
- 4 財務諸表等については、PwCあらた有限責任監査法人の監査方法及び結果を相当であると認めます。
- 5 事業報告書については、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

令和3事業年度における職員給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況  
法人の長の報酬水準、保有資産の見直しのいずれも、適正に検証および処理されているものと認めます。

以上

令和4年6月24日

独立行政法人自動車事故対策機構

監事

長田敏基

監事(非常勤)

加藤俊子